

危険物保安監督者選任・解任届出書

- 1 危険物保安監督者の選任にあたっては、その業務上、危険物取扱者、作業者等に指示を与え、保安に関し必要な監督業務や保安教育の実施を行うことのできる適当な立場の者を選任することが必要となります。
- 2 危険物保安監督者には6ヶ月以上の実務経験が必要になります(平成元年3月31日以前に乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者は除く)。実務経験が6ヶ月以上であることを証明した「実務経験証明書」を添付して下さい。「実務経験証明書」の注意事項は以下のとおりです。
 - (1) 製造所等における実務経験に限ります。
 - (2) 危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではありません。
 - (3) 複数の製造所等での経験が合計で6ヶ月以上あれば差し支えありません。その場合は、それぞれの製造所等による「実務経験証明書」が必要になります。
 - (4) 証明者は、事業所の代表者等、業務を統括又は管理する立場の者である必要があります。
 - (5) 様式に定めはありませんが、「実務経験証明書」に記入すべき事項が記載されている必要があります。
- 3 一の届出で2名以上の危険物保安監督者の選任・解任が行えます。その場合は、本届出の「危険物保安監督者」の欄に、「別紙のとおり」と記入し、同欄に記入すべき事項をまとめたものを別紙として添付して下さい。
- 4 危険物保安監督者の選任・解任に伴い、予防規程の変更が生じますので、「予防規程変更認可申請」を行って下さい。なお、個人名のみの変更の場合は、「危険物製造所等変更工事(軽微)届出書」による手続きで認められます。

【提出時期】

危険物保安監督者を定めたときは、遅滞なく届け出をして下さい。また、これを解任したときも、同様です。

【提出部数】

2部提出(1部返納分)

【添付書類等】

- ・「実務経験証明書」
- ・危険物取扱者免状の写し(表裏)

※代理者による届け出の場合

- ・委任状

【関連する手続き】

- ・「予防規程制定・変更認可申請書」
- ・「変更工事（軽微）届出書」

【類似する手続き】

- ・「危険物取扱者選任・解任届出書」